

様式 1 2

令和 6 年 7 月 31 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

主たる事務所の所在地
茨城県水戸市百合が丘町 8 番地 5
医療法人 ^{イセイカイ} 維誠会
理事長 金子 健太郎
電 話 029 (304) 0288



決 算 届

令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

事業報告書
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 維誠会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 茨城県水戸市百合が丘町8番地5
茨城県水戸市酒門町2950番地5

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成16年 2月24日

- (4) 設立登記年月日 平成16年 3月 5日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	金子 健太郎	医療法人 維誠会 金子医院の管理者
理事	金子 節子	
同	金子 進次郎	
監事	菊地 義孝	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	かねこ消化器 内視鏡	01, 1396, 9	茨城県水戸市百合が丘 町8番地 5	病床なし

〔別 紙〕
様式 1

	・肛門外科ク リニッ ク水戸院			
--	-----------------------	--	--	--

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問介護ステーションとうはら	茨城県水戸市酒門町 2950 番地 5	
住宅型有料老人ホームとうはら	茨城県水戸市酒門町 2950 番地 5	
訪問看護ステーションとうはら	茨城県水戸市酒門町 2950 番地 5	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月26日 令和4年度決算の決定

令和6年4月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

〔別 紙〕
様式 1

- 注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし
- (9) そ の 他
該当なし

様式 2

法人名 医療法人 維誠会
 所在地 茨城県水戸市百合が丘町8番地5

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 5 年 4 月 30 日現在)

1. 資	産	額		535,751	千円
2. 負	債	額		487,654	千円
3. 純	資	産	額	48,097	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	188,362
B 固 定 資 産	347,388
C 資 産 合 計 (A + B)	535,751
D 負 債 合 計	487,654
E 純 資 産 (C - D)	48,097

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

(注) 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 維誠会
 所在地 茨城県水戸市百合が丘町8番地5

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 6 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	188,362	I 流 動 負 債	79,642
II 固 定 資 産	347,388	II 固 定 負 債	408,012
1 有 形 固 定 資 産	346,397	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	364	負 債 合 計	487,654
3 そ の 他 の 資 産	627	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	6,000
		II 利 益 剰 余 金	42,097
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	48,097
資 産 合 計	535,751	負 債 ・ 純 資 産 合 計	535,751

- (注) 1. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。
 2. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 維誠会
 所在地 茨城県水戸市百合が丘町8番地5

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	196,101
2 事業費用	214,386
本来業務事業損失	
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	305,137
2 事業費用	280,450
附帯業務事業利益	2,686
事業利益	6,401
II 事業外収益	1,190
III 事業外費用	15,514
経常損失	△ 7,922
IV 特別利益	4
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 7,918
法人税等	364
当期純損失	△ 8,283

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
 (注) 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 維誠会

理事長 金子 健太郎 殿

私は、医療法人 維誠会の令和 4 会計年度（令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 6 年 6 月 26 日

医療法人 維誠会
監事 菊地 義孝